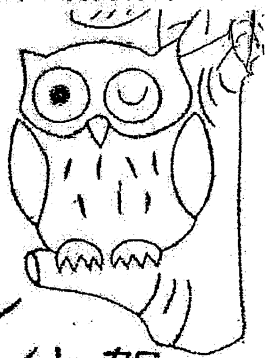


NPO (特定非営利活動) 法人



市民  
オンブズマン  
連絡会議・佐賀

ホームページ <http://ombudsmansaga.wix.com/fukurou>

会費 3 千円・賛助会費 1 万円 会費郵便振替口座 0 1 8 8 0 - 7 - 4 5 3 6 3

No. 1 1 7

2 0 1 8 ・ 1 1 ・ 3 0

9 5 / 9 / 3 0 設立

0 0 / NPO 法人

代表理事 / 畑山敏夫  
事務局

〒840-0831

佐賀市松原 4-6-29

TeL 09038828695

## 県排水ポンプ更新等工事入札5年間23件の疑義 佐賀県建設工事入札審査会10月26日傍聴

佐賀県県土整備河川砂防課による2013年から5年間23件の排水ポンプ特構改築工事に係る入札は23件中、20件が特定の一業者のみの応札だった。また、落札率も97%は低い方で、99%以上が13件、しかも99.9%が3件と予定価格を漏らしているのではというような数字も並んでいた。競争入札の原理は全く機能していない。これ以前の5年間に遡っても実態は同じ。県は入札結果の不自然さに何ら手を打たず放置していたと思える。これを踏まえ、市民オンブズマン連絡会議・佐賀では県建設工事入札審査会に対する審査請求を行った。

10月26日に開かれた審査会は公開。オンブズマン会員3名が傍聴した。因みに審査会委員は、大学教授、弁護士、経済界幹事、税理士など5名で構成されている。およそ2時間の議論が交わされ、県担当者への質問などが行われた。

審査会の意見、対する県土整備河川砂防課の答弁など主要3点をまとめる。

- 1、応札が特定の一業者に集中する理由として、ポンプ機器は全て特注のため、最初に設置した業者が改修や保全を継続。他業者の引き継ぎが難しい。
- 2、審査会では、今回のオンブズマン指摘以前に、定例審査会において入札率が高いという認識を持っていた。
- 3、競争入札のシステムが崩れている。入札システムの改変を考慮すること。一業者のみの応札ならば、随意契約の形をとり、県は直接、業者と工事価格等の協議も検討してみてもいいのではないか。

審査会では既に今回の落札率の高さを認識していた。そこにオンブズマンの指摘も加わったことで、あらためて公開の場での議論を踏まえ、県に入札システムの是正を促す提言をした。応札が特定業者に集中や、高落札率状態が解消されるよう、県は早急に入札システムの改変に取り組む必要がある。

# 嬉野市で展開されていること

## ＜政治倫理条例と市民の運動＞

この年末年始、嬉野市は政治倫理条例に基づく市民からの「審査会の調査請求」および「説明会開催請求」の対応に追われることになった。嬉野市政治倫理基準に抵触しているとみられているのは、利害関係にある業者の供応を受けたであろう市長。政治倫理基準を持ち出すまでもなく、接待供応を受けることは公務員倫理規定に反する行為である。

このことが表沙汰になった嬉野市では、行政に対する市民の不信感が一挙に市民運動へと向かった。市民に正当な権利が付与されている市政治倫理条例の調査請求権や説明会開催請求権。市民運動らしい運動がなかった嬉野市において、時をおかず運動がスタートした。請求に必要な有権者の署名収集が実施され、11月28日、1000筆以上の署名簿を提出。

県内で市民が政治倫理条例を活用し署名収集を行ったのは、2016年唐津市長に対する審査会開催請求がある。7回の審査会を経て、市長を翌年の市長選立候補断念に追い込んだ。政治倫理条例が、市民としての権利を行使する重要な道具となりうることをあらためて知らされるものである。

情報公開条例も同じ。条例を使い、事実を確認するための公文書の請求を行う。嬉野市民も今回の運動に当たって情報の収集に努力され、なおかつ、その資料の検証に当たり不眠不休で作業されただろうと推察される。

同市において今後説明会開催が実施されれば、多くの市民の立会いが欠かせない。運動を持続する力が大切なことはいうまでもない。

湯の街嬉野で、市民が起ちあがり、条例に基づいて明確に運動に取り組まれたことに、私達オンブズマンが励まされている。1995年から愚直にオンブズマン活動を続けてきたが、今回の嬉野市民の動きに他人ごとでない感銘を受けた。

## 小城市をよくする市民の会 第6回学習会

本年5月に結成された「小城市をよくする市民の会」では、市観光協会不正会計を糾す住民監査請求棄却ののち、9月に市長他3名を被告として提訴しました。

同会では、設立当初から会員、一般市民も共に、条例や、行政の収支の仕組みを学ぼうと学習会を開催してきました。毎回30名ほどが参加だそうです。会を重ねて早くも第6回学習会を、12月2日「小城市の予算の使われ方 理解していますか？」を開きます。講師に小城市総務部財政課職員を迎え、市民の生活に市の予算はどうかかわっているのかについて話を聞きます。市民主体の集會に、現職市職員が出演を快諾なのです。市民の会の柔軟な交渉が垣間見えます。

時間は午後2時30分～午後4時。関心がある方はぜひお出かけ下さい。

# 吉野ヶ里メガソーラー、覚えていますか？

## ＜佐嘉吉野ヶ里ソーラー合同会社の消息を考えてみる＞

今年秋口、九州電力株式会社は電力余剰を心配し、新エネルギーの企業などに対して電力の出力抑制を指示した。電力会社も日本政府も、新エネルギーに取り組む業者、又、国民になんと傲慢なことか。原発を廃止、あるいは削減の道筋もつけない旧来の電力会社は、この先も高圧的に電力抑制を指示してくるだろう。このニュースに接して、突如、吉野ヶ里メガソーラーを思い出した。


広大な吉野ヶ里歴史公園の北部に、太陽光発電基地「正式名・佐嘉吉野ヶ里ソーラー合同会社」が建設されている。この一帯は豊富な埋蔵品が出土した貴重、重要な弥生の遺跡群。吉野ヶ里歴史公園として全国から観光客が訪れる。その壮大な集落の先に出現した黒いパネルの基地。SFまがいの趣味の悪い風景である。

県民が言うところの「吉野ヶ里メガソーラー」は、前知事古川氏が2011年6月議会で建造を目指す発言をし、9月議会において関連予算34億3400万円が可決された。これに造成費用などを加算し県費約39億円を投じたソーラー基地が出現する。なにゆえ古代の集落吉野ヶ里なのか。未だに古川氏の邪悪な思いつきのようなメガソーラー構想に県民が納得する根拠は見出せない。

2012年には県が用意した39億円の土地に、県内企業と大学「戸上電機、佐賀銀行、佐賀大学、NTTファシリティーズ、NTT西日本」が共同出資し、2013年7月に「佐嘉吉野ヶ里ソーラー合同会社」として稼動開始している。20年間で100億円の利益を想定しているそうである。単純計算でいけば年間5億円の利益を見込んでいることになる。2013年7月稼動から本年で5年経過。あの基地から順当に25億円の利益が算出されてきたのだろうか。だが、それより県が提供している土地の莫大な費用などに関して、どのような契約が交わされているのか。県民は具体的に何も知らない。そしていまや県民も、議会も、県自体ですら吉野ヶ里メガソーラーへの関心を失っているように思える。

2013年4月、県の土地購入の違法性を問う訴訟も起こされた。現在最高裁へ上告中。県民側は手出しの訴訟だが、県は県民の税金で裁判に当たっているのだ。埋蔵物が残る貴重な遺跡を覆う厄介なもの。なくても私達県民はちっとも困らないもの。県民に疎まれ？かたや忘れ去られるような存在と化しているのだから、ボロボロのソーラー基地になる前に、そおっと移転した方が潔いと思う。

当会では、改めて吉野ヶ里メガソーラーの実体を知ろうと、県へ情報公開請求を行っている。

 **本年度の会費また年末カンパをどうぞお願いします。**

オンブズマン活動は皆様の会費で運営しています。今年の会費が未納の方は納付をお願いします。また年末カンパも受け付けています。よろしく願いいたします。

**「郵便振替口座 01880-7-45363」**

## 退屈しない県議会傍聴だけど

1 1月8日より11月定例県議会の一般質問が始まり、午後から傍聴した。

2人の議員が、佐賀空港の利用と活用状況、放課後児童クラブについて、またオスプレイ問題、太陽光発電の出力抑制と原発行政、少人数学級、教育問題等々の質問に耳を傾けた。知事選も真近となり、それに関連した質問も出された。

山口知事は、4年前の就任当初「佐賀のことは佐賀で決める」と県民に約束した。県民には嬉しい言葉として心に刻まれている。質問の女性議員が、知事のその発言を挙げて、「しかし、安倍政権にべったりではないか」と迫った。国がらみの事業、原発やオスプレイ問題を指している。痛いところを指摘され、知事は気色ばんで否定していた。苦渋の選択の積もりだろうが、佐賀のことは佐賀で決めるのとは大違いの、推進や受け入れの「決断」を下している。国がらみのことこそ、胸を張って佐賀独自の決断をすればよいのに、威勢のいいのは口だけ。

一般質問初日であり、傍聴者も多かった。気になったのは、後方席の議員数名の居眠り。中には、スマートフォンを見ている議員もあり、傍聴者の眉をひそめさせていた。執行部や傍聴者に対して、いかにも傍若無人な議員がいつになっても複数存在している。議会の品位を傷つけているとは微塵も思わないのだろうか。

唐津会員・村山俊子

## 2017年度伊万里市議会「政務活動費」調査結果報告

オンブズマン伊万里では2017年度の全議員24名の政務活動費を調査しました。

年間25万円の活動費については特別の問題点はありませんでしたが、研修費に21万円以上使い、広報や資料購入には使わない議員が3名いました。

また、広報費に22万円を使い、他にはほとんど使っていない議員が1名、資料購入に7～8万円の使用が3名いました。

その他事務所費に3名の議員が、3,5万円～11万円を使用しています。

それぞれ政務活動費の使用は議員各位の判断により使用することができますが、特定なものに活動費を使い切るやり方は、いかがなものかという感じがしました。

年間25万円ですから、先進地視察、資料購入、広報活動などに活用すれば、特別問題ある使い方をする余裕はないようです。

今後も毎年調査を続けたいと思います。

伊万里会員 占野秀男